

令和元年10月1日から

3歳児から5歳児の子どもたち、市民税非課税世帯の0歳から2歳児の子どもたちが利用する認定こども園、幼稚園、保育所等の利用料が**無償化**となりました。

認定こども園・幼稚園・認可保育所等

3歳児から5歳児クラスまでのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。

(注1)幼稚園については満3歳から無償化の対象です。

(注2)通園送迎費、給食費(食材料費)、行事費等は、**これまでどおり保護者の負担になります。**

(注3)保育園児3~5歳児は、現在、主食(お米など)代については直接施設へ、副食(おかずなど)代については保育料に含まれ市へお支払いいただいています。無償化後も主食費も副食費も保護者負担となり実費徴収となりますので、直接施設へお支払いください。

(注4)主食費・副食費の金額は、施設より別途通知します。

(注5)年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、すべての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。免除の対象となる児童については、該当する旨を文書にて保護者と施設に別途通知します。

0歳から2歳児クラスまでの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

(注)子どもが2人以上の世帯については、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

地域型保育・企業主導型保育事業も同様に無償化の対象となります。

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

障害児通園施設等

3歳児から5歳児の子どもたちの利用料が無償化されます。

(注1)医療費や食費等については無償化の対象ではありません。

(注2)認定こども園・幼稚園・保育所等と併用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

幼稚園の預かり保育

保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、3歳児クラスの子どもから月額11,300円を上限として利用料が無償化されます。

(注1)満3歳で入園した児童の預かり保育料は、満3歳になった後の3月31日までは無償化の対象にはなりません。

(注2)保育の必要性の認定については、原則、通園している幼稚園を経由して市役所こども家庭課へ申請手続きを行ってください。

保育の必要性の認定の要件として、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)を満たす必要がありますので、詳しくはお問い合わせください。

認可外保育施設・一時預かり・病児保育 ファミリーサポートセンター

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児の子どもで、保育所または一定の基準以上の預かり保育(平日8時間、年間200日以上)を実施している幼稚園や認定こども園を利用していない場合に、月額37,000円を上限として利用料が無償化されます。

保育の必要性の認定を受けた0歳から2歳児の市民税非課税世帯の子どもで、保育所や認定こども園を利用していない場合に、月額42,000円を上限として利用料が無償化されます。

(注1)保育の必要性の認定については、市役所こども家庭課へ申請手続きを行ってください。

保育の必要性の認定の要件として、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)を満たす必要がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

(問い合わせ先)こども家庭課こども育成係

TEL : 0895-24-1111 (内線2144)

MAIL : kosodate@city.uwajima.lg.jp

幼児教育・保育の無償化の主な例

3歳以上

1号認定
(満3歳～5歳児)
2号認定
(3歳児～5歳児)

利用

**認定こども園
幼稚園
保育所**

無償
(幼稚園は月額2.57万円まで)

(注)通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
(注)地域型保育(家庭的保育等)や企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となります。

1号認定
(3歳児～5歳児)
2号認定
(3歳児～5歳児)

複数利用

**認定こども園
幼稚園
保育所** + **就学前
障害児の
発達支援**

ともに無償
(幼稚園は月額2.57万円まで)

新2号認定
(3歳児～5歳児)
**保育の必要性
の認定事由に
該当する子ども**

利用

幼稚園の預かり保育

無償
(幼稚園の利用に加え、月額1.13万円まで)

(注)幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合で、無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

新2号認定
(3歳児～5歳児)
**保育の必要性
の認定事由に
該当する子ども**

利用
(複数利用)

**認可外保育施設
一時預かり事業など**

無償
(月額3.7万円まで)

3歳児～5歳児

利用

就学前障害児の発達支援

無償

3歳未満

3号認定
(0歳～2歳児)
**住民税非課税世帯
に該当する子ども**

利用

**認定こども園
保育所**

無償

(注)地域型保育(家庭的保育等)や企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象となります。

新3号認定
(0歳～2歳児)
**保育の必要性の
認定事由に該当し、
住民税非課税世帯
の子ども**

利用
(複数利用)

**認可外保育施設
一時預かり事業など**

無償
(月額4.2万円まで)

(注)認可外保育施設等を利用している場合で、無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

※認可外保育施設利用料が無償となるには、その利用している認可外保育施設が、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けています。